

令和 7 年 度

国の予算編成に対する重点要請書

令和 6 年 6 月

川 崎 市

特別市制度の創設について

【内閣官房・内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別市」制度を創設すること。
- 2 国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。また、大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において、調査審議が行われるよう図ること。
- 3 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

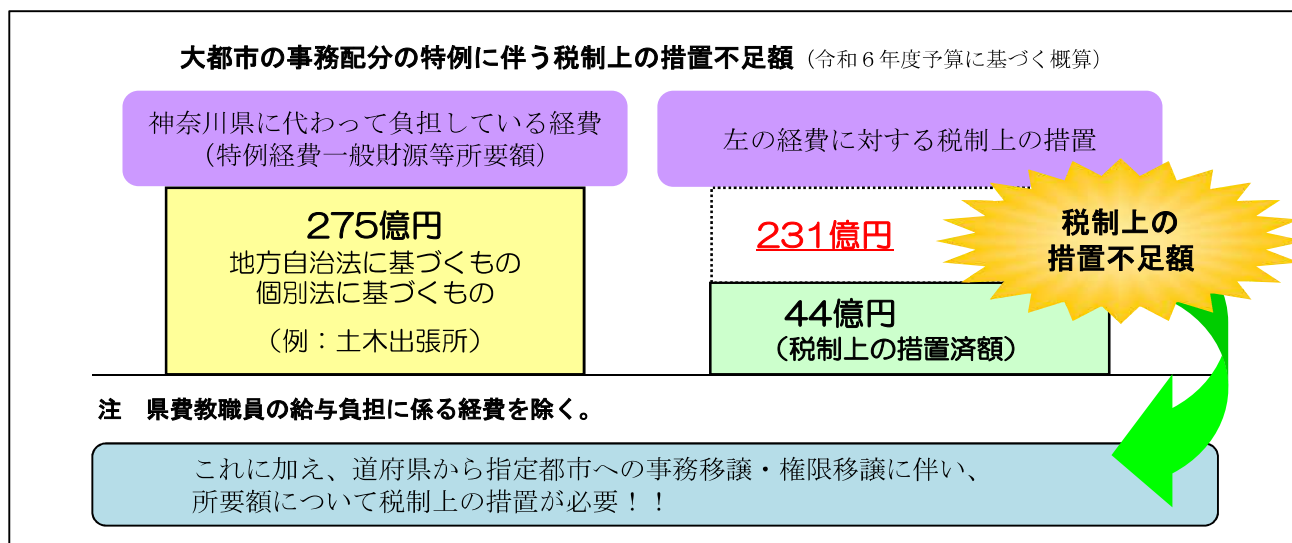
■ 要請の背景

- 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。
- 指定都市は、大都市特例事務に係る行政サービスを実施していますが、権限に見合う財源が税制上措置されておらず、措置不足が生じています。
- 大規模災害等の危機的事象への的確な対応や、人口の減少、少子高齢化の進展等、市民に身近な地域課題を解決していく必要がある中、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるよう、指定都市とともに検討を進め、特別市制度を創設することが必要です。
- 大都市制度の検討がなされた第 30 次地方制度調査会答申から 10 年以上が経過し、この間に顕在化した大都市地域に係る問題や社会経済の変容に的確に対応するため、次期地方制度調査会で大都市制度について調査審議が行われることが必要です。
- 指定都市が特別市に移行することで、窓口の一本化による住民サービスの利便性向上、司令塔の一本化による迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決、我が国全体の経済成長の牽引が可能となり、また、道府県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という道府県の役割により一層注力することが可能となります。

■ 広域自治体と基礎自治体の二層制構造

指定都市制度創設から65年以上が経過し、多くの権限が移譲されてきたが、この間二層制の地方自治構造は変わっておらず、**効率的・効果的な行政運営ができない状況**

■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額



■ 第30次地方制度調査会の答申（H25）

特別市（仮称）は、全ての都道府県、市町村の事務を処理することから、その区域内においては**いわゆる「二重行政」が完全に解消**され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。

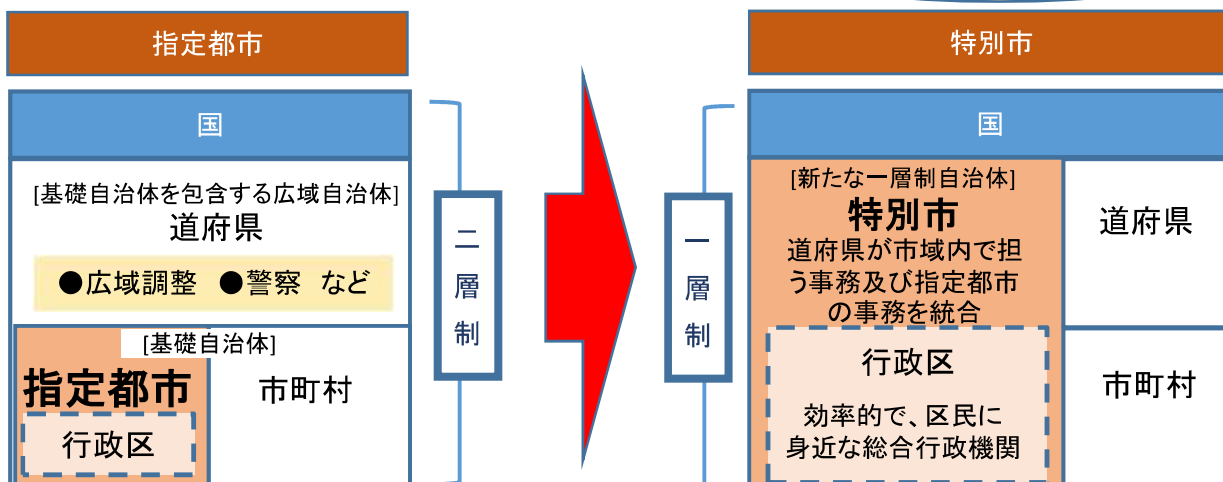
大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある。

特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の**様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要**がある。

答申から10年以上が経過
さらに社会経済も大きく変容

議論を進める必要！

■ 特別市の姿



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当
財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-1576
TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192